

船舶事故等調査報告書

平成27年9月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015仙第34号
事故等種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成27年2月11日 13時40分ごろ
発生場所	福島県浪江町 ^{うげど} 請戸漁港 東電福島原子力発電所専用港南防波堤灯台から真方位359° 3.4海里付近 （概位 北緯37°28.81′ 東経141°02.49′）
事故等調査の経過	平成27年6月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 作業船 けやき、4.2トン 273-11582東京、株式会社大滝工務店（以下「A社」という。） B 土運船 ^{だいどこう} 大土鋼302号、809トン なし、A社
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	A 右舷船首部外板に凹損 B なし 岸壁 なし
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、請戸漁港の南側水域で、北側岸壁に左舷側を係留して揚土作業を行っているB船に係留索1本を取り、B船が岸壁から離れないよう、‘B船の右舷側を船首部で押し付ける作業’（以下「プッシャー作業」という。）を開始した。 A船は、船長Aが、クラッチを前進に入れた状態で操縦席を離れ、B船に移乗して服装を整えていたところ、A船の船首が左舷方に振れた際に係留索が破断し、西側岸壁に向かう態勢で前進を始め、平成27年2月11日13時40分ごろ西側岸壁に右舷船首部が衝突した。 付近で本事故を目撃した海上保安庁の職員は、A船に乗り込んで機関を停止した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 4、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期
その他の事項	請戸漁港の南側水域は、北側岸壁と西側岸壁が、ほぼ直角に接していた。 B船は、海底土砂約250m ³ を積載した非自航式の船で、無人で

	<p>あった。</p> <p>A船は、本事故当時、南東風が強かったので、プッシャー作業を行った。</p> <p>係留索は、長期間使用されたロープであった。</p> <p>船長Aは、陸上のバックホーと呼ばれる自走式重機のオペレータが鳴らしたクラクションを聞いて、急いでA船に向かったものの、間に合わなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A船は、請戸漁港の北側岸壁でB船に係留索1本を取ってプッシャー作業中、船長Aが、クラッチを前進に入れた状態でA船を無人として離れていたことから、A船の姿勢制御ができず、A船の船首が左方に振れた際に同係留索が破断し、西側岸壁に向かう態勢となって前進を始め、右舷船首部が西側岸壁に衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が、請戸漁港の北側岸壁でB船に係留索1本を取ってプッシャー作業中、船長Aが、クラッチを前進に入れた状態でA船を無人として離れていたため、A船の姿勢制御ができず、A船の船首が左方に振れた際に同係留索が破断し、西側岸壁に向かう態勢となって前進を始め、右舷船首部が西側岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>本事故後、A社は、再発防止策として、以下のことを乗組員に周知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・係留索は、適正な強度を持つものを使用し、2本以上取ること。 ・操船中は、自船を離れて無人としないこと。